

平成26年第2回紀の川市議会定例会 第2日

平成26年6月10日（火曜日）

開議 午前 9時29分

延会 午後 2時08分

◎議事日程（第2号）

日程第1 本会議における発言の誤りについて

日程第2 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）のとおり

○出席議員（20名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	9番 榎本喜之	10番 坂本康隆
12番 村垣正造	13番 竹村広明	14番 杉原勲
15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘	17番 室谷伊則
18番 上野健	19番 石井仁	20番 川原一泰
21番 森田幾久	22番 高田英亮	

○欠席議員（2名）

8番 中村真紀
11番 亀岡雅文

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	上山和彦
総務部長	竹中俊和	市民部長	中邨勝
地域振興部長	宇田美千子	保健福祉部長	服部恒幸
農林商工部長	岩坪純司	建設部長	福岡資郎
国体対策局長	畑野孝典	会計管理者	吉田靖
水道部長	田村佳央	農業委員会事務局長	米田昌生
教育長	松下裕	教育部長	山本弘茂
総務部財政課長	杉本太		

○議会事務局職員

事務局長	城山義弘	議事調査課長	中野朋哉
議事調査課課長補佐	田中啓吾	議事調査課係長	藤田郁也

（開議 午前 9時28分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

開会に先立ち、議会広報用に議会の風景を撮影させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第2回紀の川市議会定例会2日目の会議を開きます。

なお、11番 亀岡雅文君より所用のため、本日と明日11日の会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、報告いたします。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 本会議における発言の誤りについて

○議長（高田英亮君） 日程第1、本会議における発言の誤りについてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、農業委員会より6月6日付で、平成25年第3回定例会の本会議における発言の誤りについて、発言の許可の申し出がありますので、これを許可いたします。

農業委員会事務局長 米田昌生君。

○農業委員会事務局長（米田昌生君）（登壇） ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、本会議における発言の誤りについておわび申し上げます。

内容につきましては、平成25年第3回紀の川市議会定例会におきまして、9月3日に開催された本会議で、川原議員からなされました一般質問、紀の川市の人口増についての再質問の中で、「人口増加対策のための紀の川市北部での開発行為と農地法について」という御質問に対しまして、「京奈和自動車道インターチェンジから500メートル圏内が2種農地であり、市街化されれば1キロメートル圏内が2種農地となり転用できる」と答弁いたしましたが、本年3月30日開通後、県に確認したところ、許可基準の解釈誤りであることが判明し、第2種農地の適用を受けませんので、深くおわびするとともに、取り直しをお願い申し上げます。

正しくは、「インターチェンジより半径300メートル圏内が第3種農地となり、転用ができる農地区分」となりまして、開発が可能な区域でございます。

今後におきましては、許可基準の解釈誤りがないよう精査するとともに、県とも十分確認してまいりますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 私から、会議での発言について、執行部に注意します。

御承知のとおり、議会は住民の代表者である議員をもって構成される議事機関であり、

全て言論により決定されるものです。そのため、議会においては特に言論を尊重し、その権威を保持し、公正な審議を行っているものであり、執行部においても本会議、委員会等での発言内容には慎重に責任を持って対応し、今後このようなことのないように努め、市民に誤解を招くことのない発言をするよう注意します。

日程第2 一般質問

○議長（高田英亮君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、21番 森田幾久君の一般質問を許可します。

21番 森田幾久君。

○21番（森田幾久君）（質問席） おはようございます。

一般質問ということで、今回執行部の皆さんも部長級の方が多く変わられて、リフレッシュされてますんで、私も気持ち新たに質問のほう頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいま議長より許可が出ましたので、通告に従って、財政面を中心に紀の川市の今後について質問させていただきます。

さて、紀の川市も平成17年11月に誕生して以来、安心・安全をスローガンに、長期総合計画のもと各小・中学校の耐震化及び改築工事、または庁舎やごみ焼却場、火葬場といった集約できる施設は財政面も考慮し、統合するスタイルで進めてまいりました。そして、保育所や学校給食など、民間に任せられるものについては、統合・民営化といった形で今日の紀の川市まちづくりが進められています。

そこで、今後は合併特例債も5年は延長されたものの、残すところ7年足らず、地方交付税については2年後より段階を追って減らされ、5年後には人口7万人の自治体と同様の地方交付税となろうとしている中での財源確保についての質問をさせていただきます。

まずは、借入返済、起債ですね、ピークがどの時期になり、紀の川市としての財政健全化計画としてどのように取り組んでいくのかをお答えください。

また、ふるさと納税についてであります。

つい先日、全国の自治体の状況や取り組みについて、ニュースでも取り上げておられましたが、「2,000円で御当地ブランドなどがあなたに」と題打って、納税者にお礼ということで地域の物産などが届くシステムとされているようでありました。例えば、1万円を納税していただくと8,000円の寄附金控除となり、手元に8,000円が返りますので、実質2,000円で納税者の手元に御当地の物産が届いているというものでありました。

そこで、紀の川市のふるさと納税の状況と取り組みはどうか、お答えいただきたいと思っております。

続いて、市有地財産の活用及び売却についてであります。未利用地検討委員会でどのように検討し実施されているのかをお聞きかせたいと思います。

今後発生するであろう粉河分庁舎や現竜門小学校用地、また統合で廃園となった保育所用地などはどのように考えられているのかもお聞かせください。

また、2市1町で計画されている紀の海ごみ焼却施設や五色台聖苑の完成により発生するであろう現施設の解体撤去や跡地の活用について、解体撤去には特例債が適用されない中でどのように計画されているのか、各施設の撤去費用なども含めてお聞かせください。

次に、長期総合計画で目標人口7万人に設定する中、人口減少対策でより効果的と思われる働く場所の確保ということで、打田工業団地建設事業が行い、完成され、1区画については既に操業されていますが、残り4区画の状況と当初の販売予定はたしか2年以内と目標設定されていたと思いますが、間もなく2年がたとうとしています。見通しをお聞かせください。

次に、保育士の正職員確保が財政的にも困難であり、民間に任せられるものは任せるといったところから、第1期保育所再編計画の中で、保育所あり方検討委員会が立ち上げられ、名手保育所が民営化に、調月保育所が安楽川保育所に統合し、民営化がなされました。予定では、今年度中に粉河地域の統合・民営化が予定されていましたが、その進捗状況をお聞きかせたいのと、今後行われる打田地域、貴志川地域の第2期保育所再編計画の流れをお聞きかせたいと思います。

また、事務局案の具体的な再編計画はなかなか発言できないとは思いますが、幾つの保育所を何カ所にしていこうと考えるのか。

また、最終的に紀の川市として正職員確保及び財政面においても、公立保育所を何カ所にしていくのかをお聞きかせいただき、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） おはようございます。

それでは、森田議員の紀の川市の今後についての御質問に、総務部からお答えをいたします。

まず、起債の償還額のピークの時期でございますが、平成28年度がピークで、約50億円の償還を見込んでおります。

次に、今後の財政見通しですが、財政運営に大きな影響があります普通交付税の特例措置が平成28年度以降に逡減し、平成32年度には終了することで多額の一般財源が減少すると見込んでおります。

なお、国からは、一本算定にあったときに、合併団体への加算額を考慮する方向が示されておりますので、現在の財政見通しよりも収支不足額が減少すると見込んでおります。

次に、財政健全化の取り組み状況ですが、歳出では、人件費の抑制をはじめ、普通建設事業などの投資的経費の抑制や施設の維持管理経費の見直し、歳入では、新たな財源の確

保等、歳入歳出全般にわたる見直しを行っております。

続きまして、紀の川市のふるさと納税の状況と取り組みでございます。

ふるさと納税につきましては、本市では平成20年7月から皆様の「ふるさと紀の川市を応援したい、支援したい」という温かい思いを形にするため、ふるさとまちづくり寄附金を通じて、紀の川市への応援を受け入れを実施しているところでございます。

ふるさとまちづくり寄附金の使い道といたしましては、本市の将来像である「いきいきと力をあわせてまちづくり 夢あふれる 紀の川市」に御賛同いただき、まちづくり事業の観点から、紀の川市長期総合計画の基本構想に掲げる五つの政策目標の中から希望する人を御選択いただき、その貴重な財源として充当をさせていただいているところであり、現在までに延べ37名、総額372万2,634円の御寄附をいただいております。御寄附をいただいた方へは、観光やイベント情報のパンフレット、あるいは紀の川市のPRリーフレットなどを御礼状とともにお送りしております。

続きまして、市有地財産の活用等について、未利用地検討委員会の取り組みでございますが、この委員会は、主に保有財産である土地及び建物のうち、未利用となった財産について他の部署が有効な利活用を図ることが可能かどうか、各部署間の情報交換や効果的な基本プランの検討を行い、新たな活用計画を策定しております。

また、効果的な活用方法が見出せない場合は、原則更地の状態とし、公売による売却を実施しております。

具体的な内容としましては、用途廃止となる未利用地の調査確認、公売物件の決定、所管不明の市有地調査や旧貴志川分庁舎の再利用計画などが、現在までの主な取り組みでございます。

なお、公売と決定した土地については、物件の状況等をさらに精査し、公告に必要な土地情報や売却に係る諸条件の決定、また鑑定による適正売却価格を調査し、最低公売価格を決定の上、公売に係る公告を行っております。

現在までに実施した公売公告は、平成23年度及び平成24年度に個人住宅用地及び雑種地の5件がありますが、残念ながら入札参加者はございませんでした。

続きまして、各施設の解体撤去の財源のお尋ねについて、私のほうから先にお答えをさせていただきます。

施設の解体撤去については、議員おっしゃるとおり、以前は活用できる財源がございましたが、総務省の平成26年度地方債同意等基準運用要綱によりますと、公共施設の除却については地方債の借入れを認めるということになっており、解体撤去に係る財源については地方債を充てるできるようになりました。

ただし、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画」、これに基づいてお行われる事業が対象ということになっており、その計画に当該解体撤去を予定している施設等を掲載していく必要がございます。ただし、詳細についてはまだ不明な点も多く、今後総務省から指示があるものと思われま

また、合併特例債についても同様に、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画」に基づいて行う解体撤去であれば特例債を活用できるということになっておりますので、解体撤去に係る財源としましては、合併特例債を活用することが最も有利な方法ではないかと、現時点では考えております。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 企画部長 上山和彦君。

○企画部長（上山和彦君）（登壇） 改めて、おはようございます。

それでは、私のほうから森田議員の紀の川市の今後ということで、その4点目、人口減少対策、特に工業団地の状況でございますが、北勢田第2工業団地販売状況についてお答えさせていただきます。

まず、1号地につきましては、御存じのとおり、中部抵抗器株式会社が昨年8月に竣工し、既に操業開始、現在まで社員につきましては正社員17名、うち紀の川市民が2名、派遣社員が33名、うち紀の川市民が6名の雇用がありました。

残りの4区画ですが、まず4号地につきましては、平成24年11月より、大阪府摂津市にある食品製造会社と交渉を行い、昨年、平成25年6月に進出決定の意思をいただいております。

この企業は、現在製造は全て外部発注されてございまして、今回の進出により自社製造を行う予定で、初めての自社工場建設となり、製造ラインの検討や事業計画策定に時間を要しているところでございます。本年末ごろまでに事業計画のめどがつくよう聞いてございます。

また、3号地につきましても、本年2月に和歌山市の家具製造会社より本社工場の全面移転用地として問い合わせがございました。現地確認を行い、進出の意思を見せていただいております。ただいま協議を進めているところでございます。

北勢田第2工業団地は、企業立地促進法に基づく「紀の川市流域地域基本計画」において、和歌山市、海南市、橋本市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町を含む5市4町を重点地域に指定されて、本基本計画では集積用地として指定するロボット等、加工・組み立て関連産業、医療・福祉関連産業、エネルギー環境関連産業、地域資源活性化産業など各種製造業の企業誘致を行ってございます。

誘致の方法については、県と市、公社の3者で誘致推進協議会を設立し、早期完売を目指し、相互に協力し誘致活動を行っています。県は、民間調査会社への委託により、企業の動向調査などにより年間1,600件以上の企業訪問を行い、県内への誘致活動を行っています。

北勢田第2工業団地につきましては、残りの2区画についても雇用と税収がより多く見込まれる優良企業の誘致が早期にできるよう鋭意努力してまいりますので、よろしく願いたいと思います。

以上です。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） おはようございます。

私のほうから、森田議員の一般質問の中で、保健福祉部所管に関する質問について御答弁させていただきます。

粉河地区保育所の再編につきましては、平成25年の定例会でも、石井議員、坂本議員からも一般質問でお答えさせていただきましたが、計画では粉河地区の川原、長田、竜門の三つの公立保育所につきましては、粉河地区の中核であります私立粉河保育園の状況を勘案しながら、平成27年4月に統廃合及び民営化を実施する予定としていましたか、この計画を進めるにあたっては、三つの公立保育所の児童を受け入れるために、粉河保育園の新園舎の建設が必要となっております。

しかしながら、現在のところ、新園舎建設用地の選定につきましておくれが生じていますので、当初計画よりおくれる見込みでございます。

次に、第2次計画につきましては、当初の予定では第1次計画の最終年度となる平成26年度中に策定することとしていましたが、お答えさせていただいたとおり、第1次計画の完了がおくれる見込みでございます。再編計画の完了が見込まれるまでには、第1次計画と同様に、事前に紀の川市公立保育所のあり方検討委員会を設置し、答申を受けた後に、後半5年間の第2次再編計画を策定するように取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、御質問の将来において何カ所の保育所を考えているかについては、現在のところでは明確な数字は申し上げることはできませんが、現在進めています子ども・子育て支援事業計画の方向性と合わせ、この2次再編計画の中で、紀の川市として将来において、公立保育所も含め、何カ所の保育所を設置し運営していくのが適正かを考え、それによって公立保育所を持続的に健全に運営できるようにするには一定の保育士を確保する必要があると考えますので、人事部局とも協議してまいりたいと考えていますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

保育所用地の利活用についてでございますが、旧調月保育所では、現在岩出市との共同設置による子育て支援の一つの拠点でありますファミリーサポートセンターとして再利用しているところでございます。

また、旧麻生津保育所につきましては、施設の老朽化により、本年度解体の予算をお認めいただいているところであり、今後の利活用について検討してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で、答弁といたします。

○議長（高田英亮君） 地域振興部長 宇田美千子君。

○地域振興部長（宇田美千子君）（登壇） おはようございます。

地域振興部から、粉河支所の現状と移転についてお答えいたします。

粉河支所は、昭和32年に建築され57年が経過しております。耐震強度がない上、建物の外壁やトイレのタイルの剥落や屋上からの雨漏りなど、建物全体の老朽化が進む中、

必要最小限の修繕で対応しているのが現状でございます。

来庁される市民はもとより、職員の安全性を考えると、支所として今後使用していくことは適切ではないと考えております。現在、市役所内部の関係部とも協議を始めたばかりでございます。

今後、関係部とも協議をしながら、粉河区長会をはじめ各種団体等の意見も聞かせていただき、移転等について考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 教育部長 山本弘茂君。

○教育部長（山本弘茂君）（登壇） それでは、私のほうから、議員御質問の現竜門小学校跡地用地の利用計画についての御質問にお答えさせていただきます。

竜門小学校につきましては、本年度から新校舎を新グラウンド内への建設を進めてございます。現在の竜門小学校の敷地の現状ですが、現在の校舎敷地の3分の2は借地となっております。移転後は、旧校舎の解体撤去を行い、敷地整地後、借地を返却する予定でございます。

なお、敷地の市保有地分でございますが、敷地部分に忠魂碑が祭られてございますので、関係の皆様と協議の上、市保有地の一部に移転を考えてございます。

その他の市保有地分につきましては、現在教育部での利用のめどがないことから、他の部署で有効利用ができないかなど、未利用地検討委員会に図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） おはようございます。

私のほうから、市民部が所管するごみ焼却場、火葬場について答弁させていただきます。

紀の海広域ごみ処理施設が稼働するにあたりましては、既存のごみ処理施設を廃止し、解体撤去する計画で、昨年年第1回定例会で、当時の市民部長の個人的な推測として、1カ所1億円程度の解体費用との答弁を行ってございますが、現在におきまして具体的な金額はまだ積算してございません。

また、跡地利用につきましては、打田美化センター用地は、一部を除き市有地となっております。施設が山岳帯に所在することや所在地には中央構造線が走っている関係から、地震動で大きな震度が予測される場所にあるため、施設解体後は植林などにより土砂災害を防止したいと考えてございます。粉河クリーンセンター用地は、鎌垣財産区からの借地のため、今後の活用方法、返却方法などについて関係者と協議させていただきたいと考えてございます。また、那賀アメニティセンター用地は、例えば隣接の公共施設用駐車場及びごみ収集車の拠点基地等の案もございしますが、活用方法については関係団体や関係部署等と十分協議し、有効に利用できるよう検討をしてみたいと考えてございます。

次に、火葬場でございますが、現在整備を進めております五色台聖苑が供用開始となった後は、粉河火葬場と桃山火葬場を廃止する計画でございます。

廃止後の両火葬上の跡地についてですが、まず火葬場の解体となりますが、解体時には煙突、耐火物及び土壌等の調査が必要となり、調査結果によっては解体方法も異なり、当然のことながら調査費を含む解体費用も高額になると予想されますが、現時点では、具体的に積算できていない状況でございます。両火葬場とも解体する時期、方法等が今後の検討課題であると考えているところでございます。

また、解体後の跡地については、火葬場であるという土地柄、売却は困難であろうと考えられますので、活用も粉河火葬場では墓地へお参りされる方の駐車場、桃山火葬場についても、隣接の公共施設用駐車場などが考えられますが、これらにつきましても他の活用方法とあわせて関係団体、関係部署等と十分協議してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、焼却場及び火葬場施設解体に伴う財源ですが、国、県からの補助金等はありません。しかし、合併特例債の適用については、先ほど総務部長が答弁させていただいたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

森田幾久君。

○21番（森田幾久君）（質問席） ただいま答弁いただきまして、多部署にまたがる答弁ですんで、なかなか整理するのも大変なんですけども。まず、市有地の土地売却についてというか今後について、紀の川市の今後としては地方交付税も減り、特例債もなくなる中、あらゆる施設の統合撤去も行っていかなくてはならないのが現実であろうかと、避けては通れない道であろうかと思えます。

そこで、財源の確保という観点から、市有地の思い切った売却を提案したいと思えます。既に、公売にかけられているようですが、価格が合わない、それとまた購入希望者がいないといったところで、積極的に売却につながっていないと考えられます。

また、公売する土地について、紀の川市としても、もしかしたら必要になるかもわからないという土地、例えば粉河分庁舎用地を思い切って売却をしてみるとか、また農地法の関係で、開発にもかけられず住宅用地が激減し、人口も激減する中、粉河分庁舎の用地を、駅も学校も近く、住宅用地として最適ではないかと思われる中で、また宿泊施設がない紀の川市ですんで、ホテル用地としても考えられるのではないかと。ビジネスホテルの業界に声をかけて、土地を無償で貸してホテルを建設してもらおうという積極的な方策をとってみてはと思いますが、考えをお聞かせください。

次いで、ふるさと納税についてです。他地域などの情報をいち早く察知して、地域の物産を生かしての納税拡大が実施できていなかったことは大変残念ではありますが、今からでも遅くないと思う中、紀の川市には幸い他の地域から見て魅力的な農産物など物産がたくさんあります。紀の川市の物産のPRと、また販売の促進も兼ねて、ホームページや4

月から始めましたフェイスブックを活用して、ふるさと納税の財源確保の一端として取り組んでみてはどうかをお伺いして、2回目の質問とさせていただきます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

財源確保の観点で、市有地の売却等についてもっと進めてはどうかということでございますが、現在、市では、先ほど申し上げましたように、公売による方法をとっております。参加者がいない場合は、基本的には再度入札を行う予定でございますが、再度入札においても参加者がいない場合は、最低公売価格の再検討やほかの方法での売却も含め、柔軟な対応を図っていききたいと、このように考えております。

それから、ふるさと納税についての財源確保について、お答えをさせていただきます。

先ほど森田議員さんおっしゃられたように、ふるさと納税制度については、1万円の御寄附に対し、所得税、市民税の税額控除額8,000円を差し引きますと、寄附された方の負担が2,000円となることから、全国的には2,000円以上の特産品を送るなどして、特典により寄附金を募っているのも現状でございます。県内におきましても、寄附金額基準を1万円以上とした中で地元特産品をお礼に送っている市町村もございます。

本来、ふるさとまちづくり寄附金は、ふるさとである紀の川市を応援したいという皆様の善意を形にさせていただくための取り組みであり、寄附を強要したり見返りや恩典により寄附をお願いするものではなく、市町村も良識のある対応が必要であるかと考えますが、議員おっしゃいますように、財源確保のための知恵を絞る必要もあると感じるところでございます。財源確保に加えまして、この制度を活用し、今までなかなか知っていただけなかった魅力的な特産品を多くの方に知っていただき、紀の川市のPRを、魅力を発信するという意味において、本市をアピールするマーケティングツールと捉えることで、観光・商工一体となったまちづくりの取り組みも可能でありますので、関係部局、関係機関とも協議をさせていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

森田幾久君。

○21番（森田幾久君）（質問席） 再々質問になります。

最後は、市長にお伺いしたいと思います。

市有地の売却についてであります。先ほどからの答弁を聞いてますと、平成28年度が起債償還のピークを迎え、また平成32年度には普通交付税の特例措置が終了するため、財源確保が厳しい状況にあると思われま。

その中で、例えばということなんですけれども、竜門小学校の今の用地について、身近な人からもう既に全部が市の土地ではないけれども、プールと一部敷地、それを買いたいという人があります。もう竜門出身者の方で活用方法も考えているけど、公売してくれる

んかなという問い合わせもある中で、できるだけ公売価格もいろいろ実勢価格に合わすようにしていただきたいなと思ってるところであります。

そこでまた、市有地の公売価格を思い切って下げてほしいんですけれども、粉河支所の方向性も早急に決めていただきまして、分庁舎用地をまた住宅用地、それとまたビジネスホテル業界にそういう無償で貸して、来てくれるかどうかというのはこれはわかりませんが、そういう新しい展開で考えていただけないかなというのが再々質問で、私の質問とさせていただきます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○市長（中村慎司君）（自席） 森田議員、幾つかの御質問ございました。

担当部長から答弁したとおりでございまして、今後とも積極的に取り組みをしてまいりたいと、そのように思います。

特に、3回目の御質問の中で、市の市有地等々の思い切った政策をとということでございます。粉河支所の跡地のところを例にして御質問あったわけではありますが、今日までの合併直後の紀の川市の状況、特に開発公社の負債等々を早くゼロにしていきたいという取り組みでありました。そして、粉河の支所のみならず、那賀、桃山、貴志川等の旧役場の跡地、また旧町時代からのその公有地として持っておったところの活用、売却もその一つではありますし、利用をどうしていくかというような問題、まだそこまで至っていないのが状況であります。

そんな中で、今後この土地をどうするか、あの土地をどうするかというようなことは、検討委員会、また議会の皆さん方、地元の皆さん方と十分相談をさせていただきながら方向性を出していく。財政が苦しいからあれを売るというのではなしに、財政状況については厳しいことは事実であります。紀の川市は堅実財政のもと、そんな言うたら失礼ですが、ほかの市町村に比べて健全財政の中でいつまでもこのままではいけないと思っておりますけれども、当面、もちろん節約することは節約し、そして市民の皆さん方の御理解を得る中で、紀の川市づくりは進めていけるものと、そう思っております。

それで安心して、森田議員の御質問等については、はねのけ、そして後回しにするというのではなしに、いろいろと検討をしながら堅実財政に向けて頑張っていきたいと、議員各位の御協力もよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 以上で、森田幾久君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、3番 船木孝明君の一般質問を許可します。

はじめに、農業問題についての質問をどうぞ。

船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 皆さん、改めておはようございます。

早速冒頭で恐縮ですけども、本日この後、質問させていただく青年就農給付金を受けて、

現在桃山町で桃農家で研修を受けている研修生がきょう頑張って来て、傍聴に来ていただいておりますので、よろしく御答弁お願いいたします。

この短期就業でなく、この地で将来結婚し家庭を持って頑張っていけるよう、こちらからも見届けてございます。

それでは、第1、農業問題ですが、紀の川市は北部葛城山脈、また南の山林の傾斜一体は大変豊富な果樹園で、また平地の紀の川市を挟んで緑の農地で、どんな野菜作物の豊富につくられ、すばらしい郷里です。合併当時からこの自然を生かし、紀の川市の基幹産業は農業と位置づけております。

しかしながら、近年農業の後継者不足と今まで耕作をお任せしていた地元の農業者もだんだん年が高齢化してきて、耕作放棄の増加が目覚ましくふえております。また、山間地域では、高齢化と後継者不足により、もう少しで限界集落になりそうな大変な状況です。我々は、このすばらしい住みなれた土地、郷里、里山がなくなってしまうのです。私たちは、先祖から受け継いだこの里山を後世に残していくため、荒廃地対策を今後どのように取り組んでいくのか、まず質問します。

続いて、農業後継者問題ですが、私は今年、地元の中学校の卒業式に出席させていただきました。そして、生徒一人一人からの将来の希望を聞かせてもらい、大変感動しました。だが、少しショッキングに寂しく感じたことは、将来この紀の川市で農業を継ぐという生徒は、私の出席した学校で90名中、ただ一人でした。1%にも足りませんでした。また、平成22年のJAの統計でも、30歳までの専業農家は11.1%で、それから4年後、現在では既に9%にまで減少して、このままでは近い将来、本当に農家は雪崩のごとく消滅してしまいそうです。これは、単なる紀の川市だけの問題ではなく、全国的な農業後継者不足で大変深刻な問題です。今すぐに、若い世代の人を後継者としてたくさん呼び寄せて就農してもらおうということは、到底無理なことと思います。でも、何としてでもこの後継者不足による耕作放棄地や限界集落に歯どめをかけなければなりません。

そこで、先ほどの青年就農給付金を活用したり、新規に農業者を広く募って就農農業を受け継いでもらうこと。また、現在紀の川市では農業就農人口は、JAの統計では5,370名です。そのうち、60歳以上80歳までの就業率は73.8%で、約4,000人です。この統計率から参考にすると、60歳で定年を退職してからも、15年は十分農業で支えてもらえていけるのではないかと思います。そうしたことを考えて、会社定年前の1年前の人々に、空き家や農機具を提供し、幅広くフェイスブックにパソコンでPRして、一人でも多く田舎暮らしで農業を支えてくれる人を迎えることを提案し、質問します。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） それでは、私のほうから船木議員の農業問題についての御質問に御答弁をさせていただきます。

農業従事者の高齢化が進み、これまで中心的な担い手となっておりました昭和1けた世

代がリタイアする時期を迎え、農業後継者の育成は地域の農業振興や優良な農地を継続的に確保していく上で、最優先で取り組まなければならない事項であると認識してございます。

まず、1点目の農地の荒廃地の現状と対策でございますが、紀の川市は京阪神の大小都市近郊にありまして、多種多様な農産物が栽培できるなど、比較的農業立地には恵まれた地域でございますが、地理的には急傾斜が多く、また平野部におきましても区画整理が進んでいないことに加え、農産物価格の低迷や就農人口の減少等により、耕作放棄地が市内多くの農地で発生してございます。農業委員会による調査に基づきました平成25年度の耕作放棄地面積は137ヘクタールにも上り、全農地面積の2.6%を占めるに至ってございます。

こうした問題に対応すべく、地域が一体となって優良な農地を保全する中山間地域等直接支払い交付金事業や農地・水保全管理支払い交付金事業、さらに利用権設定による農地のあっせん等への積極的な取り組みなど、国、県の補助制度を最大限活用しながら耕作放棄地に努めているところでございまして、ある程度の成果はあると考えてございます。

また、平成26年度、国は新たな四つの農政改革を打ち出しました。その一つに、「農地中間管理機構の創設」がございまして、この制度は、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速させようとするものでございます。本市の農業振興に、この制度がどれだけ有効な施策であるか未知数でございまして、いずれにいたしましても、耕作放棄地をこれ以上ふやさないためには、農業をしやすい環境に変えること、農業後継者の育成を強く推し進めることの2点に尽きると考えます。前途多難な状況でございまして、しっかりと歩みを進めてまいりたいと考えてございまして、よろしくお願いいたします。

2点目の農業後継者問題でございまして、平成22年に実施されました世界農林業センサスによれば、本市の農業就業人口は10年前の調査と比較して2,439人、率にしまして29%減少し、人口につきましては6,086人に、また年齢階層別農業就業者人口におきましても、15歳から64歳までの生産年齢人口と呼ばれる階層は1,938人、率にしまして42%もの減少となっております。今後、5年、10年先を考えますと、本当に目を覆いたくなるような厳しい状況が予想されます。

現在、講じております対策といたしましては、就農希望者には就農相談を通じて、各種制度の案内や就農研修等の情報提供など、具体的な就農プラン作成に向けた支援を県担当部署と連携を図りながら実施しているところでございます。

平成25年度では、65歳未満の就農相談件数は、Uターン就農者で24名、新規参入者で5名で、最長5年間で年間150万円の給付が受けられる青年就農給付金（経営開始型）への働きかけや就農支援資金の活用など、農業を始める上で必要な指導を行ってございます。なお、青年就農給付金は、平成25年度末で夫婦1組を含めまして17名に給付してございまして、合わせて新規就農の意欲の向上と経営指導も実施しているところでござ

ざいます。

具体的には、給付金審査委員も交え、受給者から農業経営状況の聞き取りや改善への助言でございまして、給付者同士の意見交換等を通じまして、スムーズに農業経営の確立が図れるよう、また農業関係団体の協力も仰ぎながら、地域に溶け込み、中心的な担い手となれますよう、引き続き全面的な応援をしてまいりたいと考えてございます。

それから、議員のほうから御提案ございました空き家や農機具を提供し、幅広く農業をしてくれる人を迎える対策でございしますが、平成23年度から3カ年事業で実施いたしました「空き家・農地・人材情報バンク事業」で、既に多くの情報を所有してございます。これらもフルに活用いたしまして、農地の利用権設定等による農地集積のさらなる強化にも結びつけてまいりたいと考えてございますので、御理解よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

次に、太陽光発電についての質問をどうぞ。

○3番（船木孝明君）（質問席） 太陽光発電メガソーラーについての質問をします。

3年前の福島第1放射能事故以来、自然エネルギー対策太陽光発電が急激に全国的に注目され、当初はビル、工場、住宅の屋根、本紀の川市におきましても市庁の屋上、新しい小学校の屋上に既に活躍されておりますが、最近では農業の後継者不足による耕作放棄地に、全国でも太陽光発電の設置が始まっています。この紀の川市でも、雑種地へ太陽光発電、既に各地で多く見られています。最近、普通農地においても、農地を手放したくないということで、設置費用は相続税から控除され、毎月固定収入が入ってくるとの企業の宣伝で、太陽光発電の設置が数多く聞こえてきます。

当紀の川市においては、非常に第1種農地が多いと思われませんが、1種農地からの雑種地の農地転用の許可がおりるのですか。質問します。

また、転用がおりなかった場合に、農地のままで太陽光発電が設置されるのもあわせて質問します。

また、雑種地が変わった場合、太陽光発電をしてその固定資産税、私も固定資産、大体推定農地から宅地になりますと、100倍以上の税金がかかると思われます。また、相続税にも影響があると思われしますので、この点もあわせて質問します。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農業委員会事務局長 米田昌生君。

○農業委員会事務局長（米田昌生君）（登壇） それでは、船木議員の御質問にお答えいたします。

太陽光発電において、1種農地から雑種地に農地転用の許可がおりるかという御質問でございしますが、現状では、原則許可することができないことになってございます。

次に、農地のままで太陽光発電システムのパネルを設置できないかという御質問でございしますが、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備についての農地転用許可制度上

の取り扱いについて」という文書が、昨年3月31日付で農林水産省農村振興局長より通知が出されたところでございます。

下部の農地で営農しながら上部の空間で発電設備の設置について、原則転用ができない第1種農地でございまして、一時転用という形で太陽光発電システムのパネルを設置することが可能となっております。

ただし、3年間の一時転用で、その後は更新を繰り返す形になりまして、許可期間中の下部の農地の反収がその地域の平均的な収穫量を基準に2割以上減少していないか、また農作物に著しい品質の低下がないかを確認して、更新の継続の許可の可否を判断することになってございまして、現状ではかなりハードルが高く、またリスクも高いと考えてございます。

また、太陽光発電の一時転用に係る固定資産税につきましてではありますが、これにつきましては税制上のいろんな特典もございましては市の市民税課等とも御確認の上、設置に当たっては事前に調査が必要かと考えてございます。

また、相続税につきましては、税務署や税理士さんに御相談の上、将来の負担もあわせて設置前に十分御検討をいただきまして、設置のほうの決定等を考えていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

松木孝明君。

○3番（松木孝明君）（質問席） 同じく、メガソーラーについて再質問をいたします。

紀の川市の先ほどの森田議員の休有地対策に重複する点もございまして、よろしく御答弁願います。

管理休遊地での太陽光発電計画について、質問します。

紀の川市においては、合併当時から開発公社の工業団地、各町の所有地、その他休遊地が多く残っていますが、その中でも特に旧町時代からの休有地、平成元年に那賀処理センターが桃山町に移動しましたが、その後の那賀衛生センターの跡地約1万平方メートルが、26年たった今も現状そのまま荒れ地と残っています。この周辺は、新紀の川市庁から1キロの見渡せる範囲で、新しい市民体育館、市民プール、来月7月5日に竣工を迎えるパークゴルフ場ができる紀の川市を拠点として、市民のスポーツ公園です。今、この現地は雑草が生い茂り、林のような状態で景観的にも悪いし、また周囲は農地でカメ虫や病虫害が多く発生しています。

また、先ほどの質問でもございました来年度の紀の海新ごみ焼却場に伴い、紀の川市の旧ごみ焼却場の跡地の利用としまして、先日橋本市では地球に優しいグリーンエネルギー事業として、県と国の補助金を取り組み、ダイオキシン類汚染処理対策事業で何十年も前から鉄柵も入って、人が入らなく、誰もが開発不能と諦めていた旧土地産業廃棄物跡地に、1万2,500平米が県との協力で太陽光発電が設置され、マスコミ等で報道され、公害

汚染の跡地有効利用として大きな話題になり、各地から見学に訪れているそうです。

この紀の川市におきましても、このような造成難しい遊休地に太陽光発電を計画し、付近一帯の体育施設や、また夜間のナイターの電力、さらに災害の緊急時の非常電源に利用でき、有効利用になると思いますので、計画してはどうかと質問させていただきます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（自席） 再質問について、お答えいたします。

議員おっしゃる那賀衛生センター土地の件でございます。県有地の橋本市でメガソーラーを導入したということでございます。

このメガソーラーにつきましては、議員おっしゃるとおり、ダイオキシンの関連の跡地を有効利用という形で、1万2,500平米のところへ約700キロワットの太陽光発電施設を建設したということでございます。それを那賀衛生センター跡地にも利用できないかということでございますけれども、ただメガソーラーを設置することによって、送電線の設置も必要となってきてございます。これには、また一からの設置でございますので、多額の費用が要するという事も考えられます。

また、橋本で進出された業者については、プロポーザル方式で選定をして導入したということでございますので、その点につきましては紀の川市に置きかえますと、あの辺は都市公園であり、またスポーツ施設が今建設中でございますので、そんな景観というんですか、跡地利用もまたそれに限らず未利用地、また関係部署と十分協議して他の方法も勉強していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

次に、子ども・子育て支援事業計画についての質問をどうぞ。

○3番（船木孝明君）（質問席） 子ども・子育て支援事業計画策定について、これも先ほど森田議員の質問と同一でありますので、よろしく御答弁をお願いします。

女性は子どもを産み育てやすい環境づくりとして、内閣府が窓口となっている子ども・子育て関連法案が平成24年8月に成立し、その中に子ども・子育て支援事業計画策定が市町村でと義務づけられています。

この事業においては、既にニーズ調査を行い、今後の予想されるゼロ・2歳の含む保育園や学童保育の増設や条例案の検討が進められています。当紀の川市においても、子ども支援事業計画は従来の保育園をさらに乳児保育園、学童保育園、障害保育所、多様化し、また延長保育、いろいろな重要な課題として今後の施設の拡充や運営のあり方を計画策定し、保護者も子どもたちも安全で安心して子育てができる紀の川市、子ども・子育て支援事業計画策定ができ上がっていると思っておりますが、その進捗状況と市としての今後の見通しと取り組みについて質問します。

また、紀の川市では、保育園は現在施設型保育園ですが、国の新制度では地域型保育所が認可され、来年度からはゼロ・2歳を保育する少人数の小規模保育事業は市町村の認可

事業となり、一部の市町村では既に先取りして事業の補助金を予算化していますが、紀の川市においては、小規模型保育園について設置の申し出があったり希望があったりしますと、その計画についての取り組みを御質問いたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） 船木議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、子ども・子育て支援計画策定の進捗状況でございますが、子育て家庭のニーズ調査内容の検討や子ども・子育て支援事業計画の内容につきまして審議していただく機関として、平成25年10月に紀の川市に子ども・子育て会議を設置してございます。会議の委員につきましては、学識経験者、保育所や幼稚園の代表者や保育士並びに教諭の代表者、保育所や幼稚園の保護者の代表、また公募による市民の代表、また担当部長等で16名の組織で構成しております。

この会議では、計画内容の審議のほかに、紀の川市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項や施策の実施状況について、より専門的な立場、より市民に身近な立場から、中立・公平な組織として意見をいただくことになっております。

次に、子ども・子育て会議の開催状況でございますが、平成25年度に2回開催してございます。1回目は、計画策定に係るニーズ調査内容についての協議をいただき、2回目は、ニーズ調査結果の速報値の報告並びに計画区域について協議をいただいているところでございます。今後4回の開催を予定しており、事業量見込み及び計画骨子案の方針決定並びに計画案に対する調整を行っていただき、平成26年12月末までに計画立案をしていただく予定となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、小規模保育についてでございますが、現在市町村事業として個々の事業単位に整理されている小規模保育、家庭的保育、院内保育、事業所内保育等の各保育事業は、無認可保育施設として保育料のみで運営し、財政的な援助等はありませんでしたが、新制度では量的拡充を図る必要とあわせ、保育の質の確保を図る必要から、議員おっしゃるとおり、市町村の認可制度による地域型保育給付費対象施設の位置づけとなります。

したがって、今回の子ども・子育て会議では、その小規模型保育の量的、質的な検討もあわせて行い、計画の中で示していくこととなりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 先ほど来の国の新制度で、人口減少の歯どめとして、とにかく子どもを産み、何としてでも人口をふやさないけないという環境づくりを国が打ち出しております。

2015年5月からの5年間で、厚労省所管の学童保育と文科省所管の放課後子ども教室を一本化し、現在の600カ所から1万カ所以上に増設ということ。学童保育の定員も90万人から120万人にふやし、幼稚園と保育園の一本化としての認定こども園に取り組んでいることが政策課題として発表されました。

当紀の川市においても、保育園の一本化としての認定こども園の取り組み、また保健福祉部所管の学童保育と教育委員会所管の放課後の子ども一時教室の一本化について、今後どのように取り組んでいくのか、御質問します。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） 船木議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員御質問の学童保育についてであります。国では、安倍政権の成長戦略に待機児童解消とあわせて、「放課後子ども総合プラン」を盛り込み、議員おっしゃるとおり、学童保育の定員枠について5年を目標に30万人拡大と文部科学省所管の「放課後子ども教室」との一体化による施設の充実を打ち出しているところでございます。

紀の川市におきましても、共稼ぎ家庭の増加等生活形態の変化によりまして、年々希望者が増加をしており、待機児童を出さないよう施設や指導員の確保が重要課題となっているのも現状かと考えてございます。

また、幼稚園と保育の一本化による認定こども園については、新制度の施設型給付費の創設によりまして、保育に要する費用と教育に要する費用をまとめて支給されるメリットがあり、国が現在推奨しているところでも実際でございます。

いずれにおきましても、先ほども答弁させていただきましたが、現在進めています子ども・子育て会議の中で、この今後の保育所運営や学童保育の事業等についての目標事業量や運営方針について協議を進めてまいりたいと思いますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、答弁終わらせていただきます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔船木議員「なし」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、船木孝明君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時44分)

(再開 午前10時59分)

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（高田英亮君） 次に、6番 大谷さつき君の一般質問を許可します。

はじめに、生涯学習関係施設の使用料を納付しやすくについての質問をどうぞ。

大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 6番、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

生涯学習関係施設の使用料の納付について、お伺いします。

紀の川市は、平成19年3月に、「生涯学習のまち 紀の川」宣言の趣旨である全ての市民が安全・安心を実感でき、心豊かに暮らし、そして紀の川市に住んでよかったと思えるまちづくりの実現を目指し、学ぶ・結ぶ・育むを基本理念にしています。いつでも、どこでも、誰もが自由に選択して、学びたいときに学ぶことができる学習を通じて、人と人がつながり合い、それぞれが習得した知識や機能を地域づくりに生かしていける、そのような生涯学習のまちづくりを目指していると思います。市民のアンケートでは、80%近い市民が、生涯学習をしたいと答えています。

今、市内の生涯学習関係施設ですが、公民館施設が20カ所、教育・集会所施設が4カ所、スポーツ施設は本年度完成の施設も含めて20カ所、ほかは図書館、そして歴史・文化館施設4カ所があります。公民館の使用料を納付する施設先におき、申し決めのときに3連の納付書を交付してもらい、市役所、また支所、金融機関に支払っています。ところが、納付をするのに決められた納付機関等に行くのが平日しか受け付けできず、仕事のために大変不便さを感じる方、また役員が高齢者で何回も足を運ばなければならず、申し込みと同時に窓口払いにすべきだと思います。また、身近なところにあるコンビニ払いにすれば、なお一層利用しやすくなります。市としての考えをお伺いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山本弘茂君。

○教育部長（山本弘茂君）（登壇） それでは、私から生涯学習関係施設の使用料についての御質問に御答弁させていただきます。

生涯学習施設につきましては、昨年度まで各施設の利用申請は、月曜から金曜の各生涯学習センターの開館時に申し込みを受け付け、使用料を納付していただいていたございました。本年4月1日から、各センター職員の勤務体系を統一し、月曜、祝日のみを休館とし、土曜、日曜は開館してございます。このことから、土曜、日曜でも利用申し込みいただくことも可能となっております。

使用料の納付につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、原則市役所収納窓口、指定金融機関、あるいは収納代理金融機関に納付をお願いしてございますが、土曜、日曜に申し込みされると、市役所、金融機関で使用料を納付できないことから、市民の利便性を考慮し、申し込み時に窓口で納付していただけるように改善してございますが、まだまだ周知不足のところがあろうかと思えます。

次に、コンビニ収納の御質問でございますが、コンビニ収納は確かに便利だとは存じますが、収納システムの構築が必要となり、また保守点検や手数料等多額の経費も必要とな

ることから、コンビニ収納を実施すべきまでもなく、窓口納付で対応してまいりたいと考えてございますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） ただいま教育部長から御答弁いただきましたが、窓口払いはもう既に始まっているということで、コンビニ払いも検討をすべきだと思います。

また、生涯学習施設の使用状況ですが、打田生涯学習センター、粉河ふるさとセンター、那賀総合センター、総合センター桃山会館、IT親子ホール、貴志川生涯学習センター、計6館あり、生涯学習の拠点として多くの住民の利用があります。一つの例を取り出していますが、打田生涯学習センターでは、スタジオルームから視聴覚室、学習室、陶芸室、工作室と8部屋あります。利用回数は、年間2,324回、利用者団体は1,520団体、利用者は4万2,391人の方が年間利用され、ほかの学習センターも規模によって違いますが、多くの方が利用しています。

平成25年1月の新庁舎での業務開始から1年半となり、市民サービスの向上に検討していると思います。高齢化も進み、市民の方が利用しやすくなるよう、コンビニ扱いを再度すべきだと思います。再度御答弁、お願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山本弘茂君。

○教育部長（山本弘茂君）（自席） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃいますとおり、公民館施設についてはたくさんの方に御利用していただいております。

コンビニ払いにつきましては、先ほども御答弁をさせていただきましたとおり、かなりの経費もかかってまいります。また、再度納付していただくかんなんということもありまして、申し込み時に即時納付していただけるよう、職員が一丸となって利用者の方に周知のほうも徹底してまいりたいと思いますので、こちらのほうで御理解いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

次に「おもてなしトイレ」を増やしてについての質問をどうぞ。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 次に、「おもてなしトイレ」についてお伺いします。

和歌山電鐵貴志川線の大池遊園駅前に公衆トイレが先日完成し、早速見学に行ってきました。平成27年の紀の国わかやま国体などの開催を控え、和歌山を訪れた方に快適にトイレを使ってもらうことを目的とした「おもてなしトイレ大作戦」にふさわしいトイレでした。

「貴志川線は日本一心豊かなローカル線を目指して」のスローガンのごとく、日本中か

ら、時には海外からも貴志川線に乗って「たま駅長」に会い、風光明媚な和歌山を満喫しています。大勢の方が来ていただくには、安心して利用できるトイレは、誇りを持っておもてなしができます。このように、おもてなしトイレをふやすべきだと思いますが、この点についてお伺いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 上山和彦君。

○企画部長（上山和彦君）（登壇） 大谷議員の「おもてなしトイレ」を増やしてという御質問の、まず大池遊園駅トイレ整備のいきさつについて、お答えいたします。

まず、昨年度から実施されております県のデスティネーションキャンペーンの中の「おもてなしトイレ大作戦」につきましては、紀の川市では平成25年度で貴志川体育館、そして貴志川の生涯学習センター、そしてふるさとセンター、そして御質問の大池遊園駅の4カ所、そして26年度では市営大門橋の駐車場、桃山物産センター等13カ所、計17カ所をこの補助金事業で実施する、もう既に実施し、また実施する予定になってございます。

大池遊園駅のトイレにつきましては、南海電鉄営業時にはございましたが、老朽化が激しく使用不可能な状況で、和歌山電鉄への移行時に撤去され、紀の川市にある貴志川線の駅で唯一トイレのない駅で、貴志川線を利用して大池遊園へお越しの方々等は、最寄りの民間施設の御好意によりトイレをお借りしていた状況ございました。平成16年に発足された貴志川線の未来をつくる会をはじめ、幾つかのボランティア団体が貴志川線の利用者をふやすために、大池遊園駅を利用して幾つかのハイキングコースを利用してのハイキングの実施、また大池遊園駅の桜まつりなどを企画し、さまざまなイベントの開催で、年々市内外、県外からの参加者、観光客で貴志川線利用者が増加する中で、ボランティア団体、また民間の方々からトイレの設置要望が強くあり、昨年度県の「おもてなしトイレ大作戦」による補助金を活用してバリアフリートイレを設置し、桜の時期に間に合うようにと、ことし3月25日に供用開始したところでございます。

大池遊園駅は、観光スポットであるとともに、先ほど議員さんおっしゃられました来年度開催されます和歌山国体、特にライフル射撃場の最寄りの駅でもございますので、県内外から来場されるお客様が快適に駅を利用できる環境を整え、貴志川線の利用者がますます増加することを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） ただいま企画部長から御答弁いただきましたが、紀の川市のホームページには、「みんなで乗ろうJR和歌山線」とのタイトルで、JR和歌山から橋本までの「各駅」、「各名称」をクリックすると紹介されます。その中で、紀の川市内にあるJRの無人駅で、下井阪、紀伊長田駅にはトイレがありません。高齢者の方

は電車を利用することが多くなり、トイレがないことに不便さを感じています。これからは高齢化も進み、4人に一人が65歳以上の時代に入りました。電車に乗る機会もふえま
す。無人駅にもトイレをつくるべきだと思います。また、粉河駅の構内にあるトイレは老
朽化しており、紀の川市内でも1日の乗降客が2,134人と一番多い駅です。観光名所
も数多く、また粉河高校の生徒もおります。

先ほど、部長からの御答弁の中でもありましたが、貴志川線の大池遊園駅は紀の国わか
やま国体のライフル射撃場で多くの方が来ると思います。粉河駅もソフトボールの会場と
なっているため、大勢の方を迎えるに当たり、「おもてなしトイレ」をつくるべきだと思
います。再度御答弁をお伺いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 上山和彦君。

○企画部長（上山和彦君）（自席） 大谷議員の再質問にお答えします。

JR和歌山線の紀の川市内にある無人駅、下井阪、紀伊長田にトイレの常設をと、そし
て粉河駅内のトイレの改修ということでございます。

JR和歌山線は、紀の川市内に五つの駅、下井阪、打田、紀伊長田、粉河、名手がござ
いますが、議員御指摘のように、下井阪、紀伊長田両駅には現在トイレはございませ
んし、先ほど議員おっしゃられた粉河駅を含め他の駅に設置されているトイレも古く、全
てくみ取りのものでございます。

昨年度、「おもてなしトイレ大作戦」が発表された際、JRにこの機会に補助金を利用
して整備をお願いすべく各駅のトイレの整備の見解を確認したところ、JRの見解は、
「職員を配置している有人駅は、県の補助金を活用するなどして自社で整備していく計
画であるが、トイレつき電車を運行していることから、無人駅のトイレは今のところ整
備の計画はないが、今後徐々にではあるが駅環境を整えていきたい」というお答えで
した。

議員御質問の下井阪駅、紀伊長田駅のトイレは、JR西日本が管理者でございま
す。その整備はあくまでも管理者が行うということになります。しかしながら、現在県
も「おもてなしトイレ大作戦」の進捗状況等から、強くJR、また南海電鉄に整備要
望されているように聞いてございます。市といたしましても、快適な駅環境の構築を
強く望んでございますので、協力は惜しまないスタンスで、引き続き県と連携して
要望してまいりたいと考えてございます。

なお、議員御質問の粉河駅内のトイレの改修については、国体開催に間に合うよう
に本年度から改修を行う予定であるとJRから聞いてございます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 最後に、市長にお伺いします。

先ほどより担当部長から御答弁をいただきましたが、来年は紀の国わかやま国体
が開催

され、大勢の方が和歌山に、また紀の川市に訪れると思います。市長の公約の中にもありますが、「住みよい、住みたい、誇りあるまちづくり」を目指し、「おもてなしトイレ」の増設をすべきだと考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 大谷議員の御質問、「おもてなしトイレ大作戦」に和歌山線の無人駅にトイレをと、下井阪、長田等のトイレについて。

実は、過日、和歌山線の活性委員会というものがございました。それには、会長させていただいておりまして、そのときに県の企画部からも出席をいただいておりますが、その県の知事がモットーとしている「トイレ作戦」、これを活用してトイレのない駅に設置できるのかという話を、その活性化委員会でさせていただきました。

JRの答弁では、各電車にはトイレがついておるので、今のところ計画は入っておらないということでしたが、今後に向けて私はその日常利用している方々は、電車内にトイレがあるということは知っておっても、他方面から来られるお客さん等々については、そんなことがわからないと思いますので、その部分については今後とも十分検討し、JRとも交渉してまいりたいと、そのように思っておるところでございます。

○議長（高田英亮君） 以上で、大谷さつき君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、1番 並松八重君の一般質問を許可します。

はじめに、防災行政無線の難聴対策についての質問をどうぞ。

並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

最初は、紀の川市の防災行政無線の難聴対策についてです。2点、質問をさせていただきます。

1点目、本市は平成23年4月1日より、市民の安心・安全を守るため、対処に時間的余裕のない事態に関する情報が、国から、消防庁なんですけど、衛星通信ネットワークを用いて瞬時に送信され、市の防災行政無線を自動的に起動し、警報と放送を行い、緊急事態が迫った場合に注意を呼びかけ、早期の避難や被害の最小化に役立てられるよう全国瞬時警報システムが導入されています。

しかしながら、緊急放送だけではなく、普通の放送においても聞き取りにくいとの住民の方からのお話がありました。その地域の地形や風向き、放送される方の声、いろいろ原因はあると思いますが、高齢化とともにひとり暮らしの方がふえており、また近くにサポートする方がいない地域では、放送が聞き取りにくいことは非常に問題だと思います。

合併前の旧那賀町、旧貴志川町では、防災行政無線を聞き直すことのできる戸別受信機が全戸配付されていたそうです。つい先日も、ある団地内の集会所にお邪魔したとき、戸

別受信機があり、私は初めてどんなものか知りました。配布されてから年数がたち、それぞれ壊れているとか、雑音が入って聞こえないとかあるようですが、通常は気軽に放送を聞き直すことができるとも便利ですとのお話でした。

本市の防災行政無線が、国の方針によってデジタル化に移行すれば、現在使われているであろう戸別受信機は使えなくなります。そうなれば、放送が聞こえなかった方の正確な情報を知るための問い合わせがふえてくることが予想されます。デジタル用の戸別受信機を全戸配布する費用に比べれば極めて安価である。誰でも決められた番号に電話すれば、防災行政無線放送が電話から聞けるという自動応答サービスのシステムの導入をぜひ検討すべきだと考えます。近年、ほかの自治体においても導入されつつあります。

2点目として、防災行政無線自動応答サービスのシステムを導入されたときには、サービスを利用される方がわかりやすいように決められた電話番号を大きく書いたステッカーをつくり、各戸に配布し、電話の近くに張っていただけるよう周知徹底し、また電話料金のかからないフリーダイヤル方式も検討していただきたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、並松議員御質問の防災行政無線難聴対策として、行政無線自動応答サービスの導入してはどうかという御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど議員おっしゃいましたように、防災行政無線については火事や雨のため聞きづらい、それから窓を締め切っていれば聞き取れないなど、さまざまな問題点があることについては承知しております。自動応答サービスは、時間外でも対応でき、災害時の緊急事態や市行政の周知方法として防災行政無線を補う有効な伝達手段でありますので、防災行政無線のデジタル化に付随するサービスとして、現在検討しているところでございます。

本市の防災行政無線のデジタル化につきましては、国によるデジタル化への移行推進や電波法の改正により、現在のアナログ設備の新設や増設ができないこと、また無線設備規則改正に伴う規格の変更により、平成34年10月までに新規格の設備に更新する必要があること等から、本年度において基本設計を実施し、平成23年度には実施設計、平成28年度以降で事業実施をしまいたいと考えております。

なお、現在のアナログ方式での防災行政無線に対応した自動応答サービスは、新しいデジタル放送行政無線には対応できませんので、防災行政無線デジタル化の際に導入することが適切で、また効率的と考えておりますので、御理解をお願いいたします。

二つ目の御質問ですが、防災行政無線自動応答サービスの導入を検討する中で、市民への周知徹底、電話番号を書いたステッカーの配布など、議員御提案の内容を踏まえ、実施の際の参考にさせていただきたいと思います。

あわせて、フリーダイヤルの方式については、通話料金について市が全額負担して実施するのか、市民の方に一部負担していただくのかについては、十分検討させていただきた

いと思います。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） 市長にお聞きします。

本市の防災行政無線放送のデジタル化移行にあたって、今すぐに移行するわけではございません。あと3年ぐらいかかるとの御答弁をいただいております。

そこで、自動応答サービスの導入で、行方不明者の検索時間も改善されたという事例も報告されています中で、世界的異常気象が発生しており、本市においても津波が来なくても、想定外の災害が起こり得る可能性もあると思われまますので、市民の皆様が平等に、速やかに情報を共有できるよう早急に防災行政無線のデジタル化の事業を進め、必ず自動応答サービスの導入に向け取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、市長、御答弁お願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 並松議員の市民に伝達の唯一である防災行政無線についての取り組み、デジタル化については合併協議会、5町合併の当時からこの問題が、今度はデジタル化するんだということの中で、先ほど並松議員、旧貴志川町、那賀町は戸別受信機で受信できる、また再生録音されたものを聞き直しできるというふうなお話ございました。もうとくに、そのデジタル化ができておって当たり前なんです。

しかし、国の方針等々の中で、合併協議会の中で話が出ておりましたが、国が言っておるこの取り組みについてはなかなか進めができてこなかったということの中で、今日に至っている。そんな中で難聴箇所なり、また自動応答サービス等々の市民に対する伝達が十分ではなかったということは承知をいたしております。

そういうことで、デジタル化に向けて、また自動応答サービス等々の費用とか、その期間とか、いろいろな観点から相談をさせていただいて、できるだけ早く市民の皆さん方に有効に、またその放送を十分わかっただけのような取り組みについて検討していきたいと、そのように思っておりますので御理解をいただきたいなど、このように思います。

○議長（高田英亮君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 先ほど、第1回目の並松議員への答弁の中で、デジタル化の基本設計の実施年度を平成23年と申し上げましたが、平成27年度ということですので、おわびして訂正申し上げます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

次に、移動式赤ちゃんの駅導入についての質問をどうぞ。

○1番（並松八重君）（質問席） 続きまして、移動式赤ちゃんの駅導入について、お聞きします。

その前に、少し赤ちゃんの駅について説明させてください。

ゼロ歳から3歳の子どもを持つ保護者に対し、「子ども連れで外出する際に不便を感じますか」とのアンケートを行ったところ、「不便を感じる」と答えた方は92%に上ったそうです。その約半数の方が、「授乳やおむつ交換できる場所が少ない」との理由でした。

そこで、全国の自治体では、子育て支援の一環として、乳幼児を持つ子育て家族が安心して外出できる環境づくりのため、公共の施設、保育園、幼稚園、民間の商業施設を含め、おむつ交換台が設置されているところ、授乳できるスペースがあるところを「赤ちゃんの駅」として、独自のシンボルマークをつくり、わかりやすく、気軽に利用できるようホームページ、広報等で場所、利用できる時間帯等を周知するようになってきております。地域社会全体で子育て家庭を支える意識が高まりつつある結果だと思っております。

平成11年から実施されている人口5万8,000人の自治体では、おむつ交換台があり授乳できるスペースと、両方設置されている公共施設だけで11カ所ありました。さらに、全国に先駆けて屋外でのイベント、小学校の運動会等に利用できるようにと、移動式の赤ちゃんの駅を無料で貸し出しをしております。ほかの自治体でも、移動式赤ちゃんの駅貸し出しがふえています。

そういう自治体では、赤ちゃん連れで外出する家族が多くなり、交流ができ、まちの活性化につながっていることでしょう。地域性もあり各自治体によって状況は異なりますが、紀の川市においては、ここの市庁舎は多目トイレにあるおむつ交換台、授乳室があり、十分赤ちゃんの駅として機能していますが、両方設置されている公共施設は、打田生涯学習センターと市役所前の保健福祉センターの2カ所です。今、建設中の市民体育館、計画中であります図書館にも授乳室が設置される予定と聞いておりますので、大変うれしく思っております。

おむつ交換台は、多目的トイレや女子トイレに設置されているところが多くなっておりますが、観光施設を含め、紀の川市が管理されている施設等では授乳できる決まったスペースができていない状況です。管理人がいる屋内の施設では、空き室を利用することで子ども連れの保護者から要望があれば、柔軟に対応をしていきたいと考えております。

しかし、管理人がいない施設、公園、運動場等でのイベントでは、空き室も利用することができません。移動式赤ちゃんの駅は、テントの中におむつ交換台、授乳するためのいすを設置します。移動式赤ちゃんの駅は、折り畳み式テントになっております。折り畳み式おむつ交換、授乳のときに座るいす、必要に応じて申請すれば借りることができるのです。持ち運びも楽で、簡単で便利だと思います。小学校の運動会はもちろん、野外でのイベント等には必要な設備であります。屋内の施設においても、十分利用していただけるのではないのでしょうか。

本市も国体を控え、他府県からもたくさんの方々をお迎えすることになります。そのときに、乳幼児を連れた御家族が不便を感じず、安心して紀の川市の魅力を感じていただくためには、ぜひとも移動式赤ちゃんの駅を早急に取り入れるべきではないのでしょうか。答

弁願います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、並重議員の一般質問にお答えさせていただきます。

移動式赤ちゃん駅の導入についてであります。屋内外のイベント等に赤ちゃんを連れて保護者の方が安心して外出できる環境づくりから、議員の提案は子育て支援の立場から必要なものであると考えてございます。

しかしながら、現在、屋外でのイベント等での赤ちゃんのおむつがえや授乳できるスペースのことで、直接主催者側に要望や苦情があった、また問い合わせがあったとは聞いていない状況でございます。

なお、紀の川市におきましても、施設内で授乳室やおむつがえができる施設につきましては、先ほど並重議員もおっしゃってましたが、粉河保健センター、桃山保健センター、粉河ふるさとセンターや貴志川生涯学習センター、桃山支所、那賀支所、粉河支所等ございます。また、おむつがえや授乳できる部屋としても、主な施設として先ほども議員おっしゃったとおり、本庁、また南別館、打田生涯学習センター等もございます。そういう施設内での授乳等はございますが、各イベント等についての一応要望等が聞いてないのが現状でございます。

この点につきましては、実際の対応といたしまして、屋内・屋外問わず、特に乳幼児が多く集まるイベントでは、計画の段階におきまして、会場近くの施設内に赤ちゃんと保護者が自由に使える部屋を準備して実施しており、例えば運動会などにおきましては、保健室や保育室等の開放を行っているところでございます。また、施設がないところにつきましては、ハイエース等などの車を用意し、車内の空調を管理しながら待機させておき、体調不良を訴えた人などを含めて対応するなどの方法をとっておるところでございます。

ところで、余り要望がないのは、暑い時期のイベント等におきまして、この移動式赤ちゃんの駅については、空調管理ができないのも一つの要因ではないかなというふうに思います。

市といたしましても、できるだけ保護者が安心して乳幼児を連れて参加できるよう心がけ、イベント等を実施していますので、要望もないことから、導入については今のところ考えていませんが、今後の市民の要望等の動向、また既に導入している他市の意見などを参考にしてみたいと思いますので、御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） ただいま御答弁いただきましたように、要望がないからつくりたくない、要望がないから設置しないということはどうかと思ひます。本当に皆さんの、本当に若い子どもを連れて御家族の方に御意見を聞いているのかなということが、とて

も今感じました。本当に、ほかの市がやっけて利用されてることが多々ありますので、紀の川市もそれがあれば利用される方もできてくると思いますので、ぜひまた検討を進めていただきたいと考えます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） 並重議員の再質問にお答えいたします。

要望がないという形で答弁させていただきましたが、現実的に地方行政としても市民の要望等を踏まえた中で、行政のほう選択しながらですけども進めていくことが本筋かなというふうに考えます。その点におきましても、当然必要、市民のニーズ等も調査した上で対応するのも一つの行政のやり方かなというふうに考えているところでございます。

ただし、先ほども議員がおっしゃってたとおり、国体も近づく中で、当然そういう場を子どもの連れが行きやすいような体制づくり、これも一つ行政のやっけていく一つの方針の選択肢かなと思うところでもございますので、今後その要望等も踏まえまして施策のほう取り組んでいきたい。また、近隣の市町村におきましても、そういう対応してる市町村がございすが、先ほども言いましたように、そういう空調管理もできない一つの欠点もあると考えておるところでございますので、今後ひとつ検討させていただきたいなと、そのように感じますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔並重議員「なし」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時40分）

（再開 午後 0時59分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（高田英亮君） 次に、9番 榎本喜之君の一般質問を許可します。

はじめに、備品・機材の管理についての質問をどうぞ。

榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、市が所有する備品・機材の管理についてお伺ひいたします。

合併前から所有してる備品・機材がたくさんあり、市となつてからも各担当課が事業により予算化して、備品・機材を購入・管理してくれているのですが、無駄になつてい

ませんか。施設もたくさんあり、それぞれ管理するための備品・機材もたくさんあるように思います。

例えば、肩かけ式刈り払い機や乗用草刈り機は幾つありますか。業者に依頼するのではなく、経費削減のため職員が作業に当たってってくれるのもよく見かけます。草刈りの時期は同じようなときになるかもしれませんが、毎日するものではありません。また、備品についても、カラーコーンなどたくさん所有をしていると思います。マラソンや祭り、道路の危険箇所の注意喚起などを関係各課で所有、管理されています。これら備品・機材は、捨てずに常備しておくほうが便利というものもあるでしょうし、各課が管理するほうがよいものもあると思いますが、一元管理するほうが効果的なものもたくさんあると思います。来年度予定している機構改革で、備品や機材を管理する部署は設置できないでしょうか。

マイクロバス、ハイエース、貨物トラックなどの公用車と共用できる備品・機材などを含めて、日ごろのメンテナンス、管理ができる部署も設置すれば、少しでも経費が削減可能ではないかと思いますが、どうでしょうか。

1回目といたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、榎本議員の備品の一括管理に対する御質問にお答えをさせていただきます。

現在、備品及び資機材については、それぞれ所管する課において管理する方法をとっており、各課が所管する備品等のデータにつきましては、管財課で管理を行っております。

お尋ねの草刈り機については、現在肩かけが69台、乗用が7台、手押しが6台使用してございます。備品・資機材については、学校、保育所、また文化施設など、さまざま機関施設等で使用する専門性の高いものから、議員から御質問の共有化できるものまで幅広く保有しております。共有化が可能と考えられるカメラやプロジェクターなどの写真光学機器類や草刈り機、バリケード、いすなどについては、各分庁舎等において分散使用していたものが、新庁舎開庁に伴い、各課要望調査を踏まえ、建設した東駐車場内の倉庫へ集約をしておりますので、他の部署が保有する資機材の共有化が進んでると思っておりますが、再度各部署の意見を参考にする機会を設けるとともに、一括管理をはじめ、他市等の管理方法なども参考にしながら、より効果的、効率的な方法に向け調査を行ってまいりたいと考えております。

また、これらの調査、検討過程の中で、その方法や体制等の内容がより具体化した時点で、改めて保管場所、管理方法、また議員御提案の管理体制なども含めて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 御答弁、ありがとうございます。

一元管理をすれば職員が雑に扱う、各部署の所有とするほうが責任を持って管理できるというのだったら別だと思えますけども、修理や買いかえなど、今後ますます厳しくなる財政状況を見ても予算化しにくくなってくると思えますので、共有化を進めてほしいと考えます。

また、私も所属しております市民まつり実行委員などの団体が管理している備品・機材もたくさんあると思えます。これらも同じく管理していけないでしょうか。非常にたくさんものがある今の状態を見ていると、倉庫が足りないように思えます。この際、大型の倉庫を建設してはどうでしょうか。粉河武道館の下の倉庫や那賀支所の倉庫など、今後取り壊してしまうかもしれないところにある備品・機材は、行き場をなくします。一元管理にあわせ、倉庫の建設してはどうでしょうか。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 再質問にお答えをさせていただきます。

市民の皆様の御協力により、協働事業の一つとして取り組んでいただいております市民まつり等、各種イベント等に係る資機材については、管財課ではそれぞれの保有内容や数量と詳細には把握しておりませんので、まず所管となる関係部課と協議、調整する必要があるかと思えます。

今後、協議の中で課題や問題点を精査し、実行委員会等保有資機材の適正な管理方法や効果的な使用方法などについて、関係各課と研究してまいりたいと考えております。

また、倉庫等の建設につきましても、研究検討する中で、その必要性を判断していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

次に、消防器具の盗難対策についての質問をどうぞ。

○9番（榎本喜之君）（質問席） それでは、二つ目の質問をさせていただきます。

最近、消火栓ボックス内の消防器具の盗難の話をよく聞きます。紀の川市だけでなく、和歌山県内、日本のあちらこちらでそういう話がニュースになっています。5月6日朝の情報番組「とくダネ」でもその話題が取り上げられ、乾課長のコメントが放送されました。紀の川市における盗難の現状と被害額を教えてください。

また、盗難防止対策として、どのようなことを行っていますか。

以上、1回目です。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、二つ目御質問の消防用器具の盗難に係る現状並びに被害額について、お答えをさせていただきます。

ことしの1月5日に打田地区での盗難を確認して以降、5月末日現在の被害状況でございますが、消防用ノズル（管鎗）が191本、消火用ノズルの先（バリアブル）が3個、スタンドパイプ（地下式消火栓に設置し、ホースを接続しやすくするもの）が5本、落とし金具が5個、消火栓キーが4本、消火栓用ホースが2本となっております。

地域別には、管鎗が打田管内で56本、粉河管内で28本、那賀管内で36本、桃山管内で47本、貴志川管内で24本、スタンドパイプ及び落とし金具が、貴志川管内で5本ずつ、消火栓キーが、打田管内で1本、那賀管内で1本、貴志川管内で2本、消火栓用ホースが、打田管内で1本、桃山管内で1本となっております。

被害額といたしましては、管鎗1本6,000円で換算しますと114万6,000円、管鎗以外で12万9,800円、被害総額として、合わせて127万5,800円の被害となっております。

次に、消防用器具盗難に係る対応でございますが、まず岩出警察署に盗難届を提出するとともに、防災行政無線や紀の川市メール配信サービスによる市民への周知、消防団には格納箱の確認作業や注意喚起、管鎗とホースの結合などの盗難防止施策を徹底するよう通達をしております。

また、危機管理課職員による早朝の市内パトロール、防犯ブザーの設置、管内2カ所には監視用カメラを設置しております。さらに、紀の川市管内の新聞販売店へ情報提供の依頼を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 答弁にもありましたけれども、監視カメラを多数取りつけるということは、多額の予算が必要です。防犯ブザー、答弁の中にもつけてると言っておられましたけど、扉をあけるとピンが抜け、大きな音が鳴るブザーなら少額である程度の数は取りつけられるのではないのでしょうか。点検以外には扉をあけることはなく、火災時にも周りに注意喚起ができると思います。

また、盗難に遭っている管鎗はしんちゅうばかりだと聞いています。盗まれる前に、アルミ製に交換してしまうのはどうでしょうか。これにも多額の予算が必要となってくるので、現実的でないかもしれませんが、全国的に多発している盗難事件でもありますので、他府県、他市町村の対策を調べ、早急に研究してはどうでしょうか。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（白席） 再質問にお答えをさせていただきます。

ことし1月に最初の盗難を確認してから、その後3月末から4月には一時被害がおさまっておりますが、最近になってまた再発をしております。消火栓ボックスに鍵をかけるわけにもいきませんので、対応に苦慮しているというのが実情でございます。

今後の対応策としましては、管鎗が発見された場合に特定できる印の記入やさらなる市民や消防団への情報提供の依頼、岩出警察署との連携強化や防犯カメラの増設などを考えております。

議員御提案の消火栓ボックスに防犯ブザーを取りつける方法については、近隣の市民の方に御協力いただいて、経費も安価で済みますので、効果的な対応かと思えます。管鎗は、いざというときに欠かせない消火施設であり、火災時に大きな被害につながりますので、早急に被害を食いとめるよう、他市町村の対応も参考にして対応してまいりたいと思えます。

なお、盗難に遭ったホース、格納箱へは速やかにアルミ製の管鎗を補充してございます。以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 最後に、市長にお伺いをしたいわけなんですけれども、和歌山県下でも、一番多くの数の管鎗が盗まれているまちということでもあります。お隣の岩出でも、かなりの数が盗難に遭っていると思われま。

市長のほうからも、和歌山県警のほうに強く打診をしていただきたいと、そういうふうになっております。また、市民への注意喚起もしていただけるとのことですけれども、それによって消防団何回も消火栓ボックスあけて確かめる必要も出てまいります。また、消防団のない地域もございますので、十分区長さん等にも御協力をいただけるように、市長からも再度またお願いをしていただきたいなと思えますので、御答弁よろしく願います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 榎本議員の御質問の消防器具の盗難、聞いたときに私、びっくりしました。あれ、持って帰って幾らになるのかなと、3,000円ほどになるという話ですが、何であんなものを盗みに来るのかなと、あきれております。

しかし、いざ火災というときには、なくてはならない大事な道具でございまして、あけてみたところ、盗られてなかったというふうなことでは取り返しがつかないわけで、警察にも十分お願いをし、どっかにそのお金にかえる場所があるはずなんです。それを追求してもらおうべく警察にお願いをし、今後いろいろな方法があれば盗難に遭わないような、またしんちゅうをアルミに変えていくような方法も講じながら、いろいろと注意を図ってまいりたいと、そのように思っております。

○議長（高田英亮君） 以上で、榎本喜之君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、10番 坂本康隆君の一般質問を許可します。

はじめに、住民票等の第三者取得に係る「本人通知制度」についての質問をどうぞ。

坂本康隆君。

○10番（坂本康隆君）（質問席） ただいま通告に従い、議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

住民票等の第三者取得にかかわる「本人通知制度」と民間事業者等との災害協定についての2点を質問いたします。

最初に、住民票等の第三者取得にかかわる「本人通知制度」について、お尋ねをいたします。

平成20年5月に、戸籍法、住民基本台帳法が改正され、住民票の写しや戸籍謄・抄本などの取得は、原則本人もしくは同居親族等に限られ、それ以外の第三者の申請は本人の委任状を持った代理人か債権者、弁護士、司法書士、行政書士など、正当な理由がある場合に限られています。また、申請の際には、窓口で運転免許証や写真つき住民基本台帳カード、パスポートなどの本人確認書類の提示を求めるなど、厳格な制度となっております。

しかし、代理請求での委任状の偽装や全国的に司法書士や行政書士らが虚偽の請求理由で住民票の写しなどを不正取得して、調査会社や名簿業者などに横流しするなどの事件が発生をしています。

こういった状況を踏まえ、個人情報不正取得の早期発見や成り済まし等による不要な身元調査の未然防止などを図るために、第三者が住民票の写しなどを取得した際に、市町村が本人に対して交付した事実を知らせるという「本人通知制度」が全国の市町村で導入されつつあります。

この「本人通知制度」は、事前登録型と不正取得通知型に大別できます。事前登録型は、あらかじめ通知を希望する人が市町村に登録をしておき、その人の住民票や戸籍などの証明証を第三者に交付した場合に通知してもらうというものであります。不正取得通知型は、全ての住民が対象で、第三者による不正取得の事実が判明した場合には、本人に知らせるといったものです。

事前登録型の制度は、平成21年6月に全国で初めて大阪府の狭山市が実施して以来、埼玉県、香川県、大分県などでは県内の全ての市町村が導入済みであるなど、取り組みが広がっているようです。しかし、昨年7月の時点では、全国の導入自治体は370団体であり、今年度当初から導入している自治体も幾らかあるようですが、全ての自治体で実施されるようになるには、もう少し時間がかかりそうな印象です。

そこでお尋ねをいたしますが、市民の権利や利益が侵害されることを防止し、不正取得という犯罪の抑止を図るため、本市では既に「本人通知制度」を実施しておりますが、導入以来の第三者取得に係る本人への通知状況や不正取得発覚の有無など、これまでの状況をお聞かせください。

事前登録型の場合には、登録をしていない市民には通知できないため、登録者が少ないと効果が期待できないと思います。弁護士等からも、職務上請求の場合は通知されることによって、訴訟や裁判等の業務に支障が出るおそれがあるなどの課題が考えられます。

また、一方で、不正取得通知型の場合には、不正取得事件の発生や判決確定後の通知の場合には、通知の実行までに時間を要する。法務局や警察などと直接の連絡ルートがない場合には、確実性には不安があるなどとデメリットも予想されます。これらの点を踏まえると、両方の方式のデメリットや課題を俯瞰し、制度の実効性を高めるためには、実行に当たっては両方式の併用がベストと考えますが、いかがでしょうか。御所見をお伺いいたします。

また、本制度の多様な取り組みの例として、長野県松本市などでは委任状の偽造やにせ代理人の不正取得対策として、代理人からの交付申請を全て本人に通知をしております。弁護士や司法書士などへの交付についても、通知の対象に広げる考えもあります。

さらに、不正取得に関する動機は、ストーカーや振り込み詐欺など事件性が高い場合が多く、住民の安全・安心を確保する上から、本人の通知に当たっては緊急性も非常に重要と考えます。そういった面からは、例えばお知らせメールなど、ITを活用した告知手段も今後検討していく余地もあるのではないのでしょうか。

以上の提案も含めて、本人通知に関する手段や内容、基準などについて、現時点ではどのようにお考えでしょうか。

また、真に実効性のあるものにするためには、制度に関する住民の関心を高めることが非常に重要です。先行自治体でも、ホームページや広報紙だけでなく、ラジオなど他の広告媒体や手段を用いて積極的に行っておられるところもあります。周知や啓発活動の重要性の認識についても、あわせてお尋ねをいたします。

関連して、社会保障と税の共通番号、国民に割り当てるマイナンバー制度が、平成28年1月から全国一斉に導入されます。マイナンバーが導入されれば、社会保障や税の分野だけでなく、市民向けの窓口業務の利便性の向上、さまざまな行政コストの削減、災害対策分野での活用なども期待されるところであります。

さらに、この制度では、マイポータルと言われるサービスで、住民が事故情報や行政からの各種お知らせのニュースが容易にできるようになると聞いております。

そこでお尋ねをいたしますが、マイナンバー導入に伴って、住民票や戸籍など住民関連手続や各種システムはどのように変わのでしょうか。また、今後の進め方、スケジュールや新たな負担の発生についても、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） 住民票等の第三者取得に係る「本人通知制度」についての御質問にお答えいたします。

本市では、平成25年4月1日から、事前登録型の「本人通知制度」を実施しております。この制度は、住民票や戸籍証明などを本人の代理人や第三者に交付したときに、事前に登録した方に対してその事実を通知するもので、本人に交付の事実を通知することによ

り不正請求の早期発見、事実関係の早期究明が可能になり、制度を導入することで不正請求が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑止する効果が期待できるものでございます。

この制度により、本人通知した件数は、平成25年4月から平成26年5月までの間で7件の通知がありましたが、それによる不正取得の発覚はございません。また、住民票等について、職務上必要な場合に、本人の了解なしに請求することが認められている司法書士、行政書士、弁護士などの8業種からの請求についても、裁判に係る請求を除いて通知対象としております。

次に、事前登録型と不正取得通知型の併用についてでございますが、不正取得通知型は、住民票等が不正に取得され、有罪が確定した場合において本人通知制度の事前登録の有無にかかわらず、本人に対しその旨を通知し、不正取得による本人の権利、または利益の侵害を抑制するとともに、その後の対応について助言等を行うことを目的としていますので、不正取得者の有罪が確定後とはいえ、不正取得された旨を本人に告知する制度も非常に重要であると認識しております。

本市では、この制度も「本人通知制度」と同じく、平成25年4月から導入し運用しております。

次に、「本人通知制度」の周知についてでございますが、市の広報誌への掲載につきましては、「広報紀の川」の平成25年3月号及び4月号に制度の概要をわかりやすく記事にして掲載しております。また、平成26年度では、まず6月号に記事を掲載しておりますが、以後におきましても、年に数回程度できるだけ工夫を凝らした内容の記事を掲載し、啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

さらに、紀の川市ホームページにおきましても、「本人通知制度」ページから登録、申請書のダウンロードも可能で、本庁市民課、各支所、出張所の窓口での申請だけでなく、郵送による申請も受け付けているところでございます。

また、本庁市民課、各支所、出張所の窓口におきましては、来庁された方々に制度を理解していただけるようパンフレットと登録申請書を配置し、啓発に努めているところでございます。なお、制度を運用してから本年5月末までに101名の方が登録されておりますが、今後も市民の方々に周知できるよう広報活動及び周知活動を実施してまいりたいと考えております。

一つの場合でございますが、市民部所管の紀の川市人権講演会等において参加された方々にチラシを配布し、登録の申請を推進していくとともに、市議会議員の皆様方及び市職員にも登録を行っていただきたく、周知・啓発活動を実施していく考えでございますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 企画部長 上山和彦君。

○企画部長（上山和彦君）（登壇） 坂本議員の「本人通知制度」の関係の4点目、マイナンバー制度の導入で住民票、戸籍など住民関連手続や各種システムはどのように変わる

のか、また今後の進め方についてということでお答えしたいと思います。

内閣官房社会保障改革担当室の資料によりますと、「行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律」、略称マイナンバー法に基づく番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤ということをごさいますして、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会インフラと位置づけられてごさいます。

議員御質問の中で、マイナンバー制度の導入によって住民票、戸籍などの住民関連手続がどのように変わるのかという御質問でございしますが、直接マイナンバー制度によってその手続等大きく変わるというところではございせんが、導入による効果といたしまして、先ほど坂本議員からもおっしゃられましたように、より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られること、そして添付書類が省略できるようになるなど国民の利便性が向上すること、そして大規模災害時における真に手を差し伸べるべき方に対する積極的な支援に活用できること、また社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られることなどが想定されます。

そして、先ほど御質問の中のマイポータルでございします。マイポータルとは、自分の情報を自分だけ見られて、それを活用できるという制度でございしますが、例えばカードで本人の確認、銀行口座やネットサービスの本人確認等でございします。また、マイポータルで電子行政書類を取得したり、また企業に提出したりと、保険、中古車販売、ビザ取得などのネット申請を代行できるというようなことで聞いてございします。

これから導入までの予定ですが、平成28年1月から順次個人番号の利用が開始されまして、平成29年1月からまず国の機関で連携が始まり、続いて29年7月をめどに地方公共団体でも連携が開始される予定となっております。

このスケジュールに沿って、市町村でも個人番号の通知、個人番号カードの交付、システムの構築、運用テストなど、これから順次番号制度の円滑な運用に向けて取り組んでまいりたいと考えてございします。

そして、マイナンバー制度導入に関して、新たな負担の発生ということでございしますが、総務省関連では原則国費100%という形になってございしますが、特に厚労省関係の業務で、それに係る執務でいまだ負担割合等が決まっていない状況でございします。年内にこれから順次決まってくるということ聞いてございします。

以上でございします。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

坂本康隆君。

○10番（坂本康隆君）（質問席） 住民票写し等の不正取得について、今、本市の状況、説明をいただきました。もう以前から、本市も事前登録をして実施をされてございします。

一つ聞き漏らしたんですけども、不正取得という併用制、それはまだ一緒にやってないんですか。この点も、両方式の併用をやっておられないのか、ちょっと今聞き漏らしたの

で、後ほど説明をお願いしたいと思います。

平成23年から平成24年にかけて、神奈川県横須賀で戸籍謄本や住民票などの事件というんですか、問題が77件、司法書士や探偵や調査会社がかかわって不正取得されたという同様の事件が、愛知県や鹿児島県、全国でそういうことが発生をされております。それは、先ほどよく耳にするオレオレ詐欺とか、いろんな中の電話で年寄りをだましていくような、ああいう情報に名簿が流れたりいろんなことで事件性があるということで、せっかく本市がこんだけ取り組んでいただいているのに、もう少し何とかしてこの実績効果を高めていけるような方法、それはここにもちょっと参考に調べておるんですけども、群馬県の前橋市で、登録者の割合が人口の0.1%、群馬県内の高崎市でも率が低い。登録をしていなければ通知ができないというような、登録した人に限ってということで、登録者が少なかったらせっかくやっていることが非常に効果がないと思います。そういうことで、登録者をふやすためにも、先ほどから述べさせていただいたとおり、周知や広報や、あるいは県外の市町村と協力して、ラジオの放送とか、そういうことも手がけていってはどうかな、御提案をいたします。

以上で、せっかく入れていただいているこの住民票の登録制度、これをもっともっと本市でも皆さんと研究しながらやっていただきたい。

それと、ここには参考例があるんですけども、松本市、あるいは鎌倉市でも、もう既にいろんな方法で取り組んでおるといことも御報告をさせていただいて、先ほどから言われてるマイナンバー導入に従って、そのスケジュールの、これから国や県の動向やスケジュールが判明したら御説明をしていただきたいなど。

それから、マイナンバーの市民へのメリットや財政負担、そしてまた情報共有や課題、システムの改修・共同化、業務の見直し、職員の研修、個人情報保護、条例改正などの分析・解決のために他の市町村との連絡会議を設けてはどうかと御提案をいたしたいと思っております。再度、御答弁をお願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（自席） 坂本議員の再質問の中で、併用をどうされてるんだということでございますけれども、本市においても事前通知、またほかの併用で運用しているところでございます。

なお、先ほども申し上げましたとおり、不正取得の発覚はございません。

また、啓発、今後の取り組みでございますけれども、先ほどの答弁の中でも発言させていただいたとおり、まず市民部所管の紀の川市の人権講演会がございますので、その中でチラシ等配布し、参加された方々に事前登録をお願いしたいと考えているところでございます。

また、司法書士、行政書士等の職務上の請求用紙による不正取得が全国的に問題であるということでございますけれども、職務上の請求用紙で請求される場合が大多数でございます。

ますので、各協会発行の請求用紙に住民票で不正請求と特定するのは困難をきわめてるのが現状でございます。

そんな関係で、本市といたしましても、窓口に来られた方々に対して、本人確認等々徹底してやって不正請求に努めているのが現状でございます。

今後においても、登録者数が大変少ない状況でございますので、あらゆる機会を通じて啓発等、またホームページ、広報紙等々で啓発に努めてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

次に、民間事業者等との災害協定についての質問をどうぞ。

○10番（坂本康隆君）（質問席） 続いて、民間事業者等との災害協定について、お尋ねをいたします。

地震や台風などの大規模災害に備え、自治体が民間事業者らと災害協定を結ぶ動きが全国で広がっております。災害協定は、阪神・淡路大震災を期に注目されるようになり、その後、東日本大震災の発生によってこの数年さらにその動きが活発化しております。昨年4月1日の時点で、総務省消防庁の調査結果によると、民間との災害協定の中で最も多い項目が、水や食糧、日用品などの物資提供で、1,412団体が締結しております。全国1,742市区町村の81%に上っております。その他の項目では、地元建設業者などとの瓦れき撤去や道路通行確保等の災害復旧に関する協定が1,318団体、医師会や薬剤師会などとの負傷者の応急手当、医薬品の供給など救急救具に関する協定が778団体、バス協会やトラック協会などの人や生活物資の運搬など、輸送に関する協定が519団体、ケーブルテレビ局やラジオ局などとの災害情報の放送や避難命令伝達など、放送に関する協定が495団体といった状況となっております。

まず、お尋ねをいたしますが、本市における民間事業との災害協定の締結状況はどのようになっているのでしょうか。項目や相手方、その協定内容についてもあわせてお聞かせをください。

また、最近の他の自治体での災害協定の締結例としては、例えばインターネット検索大手のヤフーやGoogleと災害時の防災情報、避難勧告や避難場所、避難ルートなどの掲載に関する協定、災害避難所の間仕切りやベッドなどとして利用するための段ボールの供給に関しての段ボール会社との協定や、同じく避難所の床に使用する畳の提供に関する畳業界団体との協定、さらに災害時の食糧確保のための米の供給に関する認定農業者らでつくる農業経営者団体との協定など、さまざまな分野でさまざまな民間事業者と災害協定が締結されているようです。

こういった動きを踏まえると、災害時の市民の安全・安心の確保と広範で的確な応急復旧活動を行うためにも、さまざまな分野での災害協定を提供しておくことは重要ではないかと考えます。本市においても、今後積極的に民間事業者との災害協定の締結を進めるべ

きと考えますが、いかがでしょうか。

災害協定のメリットとしては、民間事業所側は、協定締結時の広報や情報発信などに伴って、企業のPRやイメージアップ効果が図られることなどが上げられます。自治体側も、災害時に民間事業者からそれぞれ協定内容に合わせて、多岐にわたる援助が受けられることなどが上げられます。特に、物資の提供に関するものは、水や食糧、日用品、トイレなど、災害発生直後から市民が生活していく上で非常に重要であります。これらは平常時から備蓄しておくための財政コストや場所、施設の確保、維持管理などの問題も大きいことから、こういったものを抑制できるメリットからも協定締結の効果は大きいと思います。これは、民間事業者と提携で効果が大きいと思います。災害時の備蓄に関しては、本市の目標や計画、さらには現状について品目や数量など、詳細をお聞かせください。

加えて、備蓄の状況を踏まえた上で、戦略的かつ計画的に民間事業者と物資提供に関する協定締結を行っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、災害協定については、民間事業者との間だけでなく、自治体間の相互応援協定もあります。協定の形態としては、都道府県内の全ての市町村が参加する統一応援協定と姉妹都市関係などにある市町村同士が個別に災害協定を締結しているケースがあります。自治体間の協定には、物資の提供や災害応急活動に要する資機材の提供、職員の派遣などが折り込まれており、東日本大震災の被災した市町村の状況等に鑑みても、復旧活動の支援や行政機能の補完、維持の面で、非常に有効であり重要なものと考えられます。

そこでお伺いいたしますが、本市における他の自治体との災害応援協定の締結状況はどのようなになっているのでしょうか。その内容も含め、お聞かせいただきたい。

自治体同士の協定締結は、他市の例を拝見しても縁絡みの側面もあるようです。姉妹都市縁組などを行っていない場合には、歴史的なゆかりをめぐった特産品が同じということで、協定を締結された事例もあるようです。

本市においても、今後積極的に他の自治体に働きかけ、市民の安全・安心のための縁をつなぐ、縁を結んでいくことを、この場をおかりしてお願い申し上げ、1回目の質問といたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、坂本議員御質問の災害協定の締結状況や相手方との協定内容及び他自治体との災害応援協定の締結状況とその内容について、御質問の順番と前後するかと思いますが、お答えさせていただきたいと思っております。

水道部、保健福祉部で締結しているものもございますが、総務部で一括してお答えさせていただきます。

協定や覚書が多岐にわたりますので、締結先や内容等で集約してお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、災害救助物資の調達や応急復旧、燃料の供給及び情報収集・伝達などで、JAな

ど14の企業や団体等と協定及び覚書を締結しております。

次に、岩出市を含めた3者合同の協定として、医療救護や医薬品の供給をなどについて、一般財団法人那賀医師会など3団体と締結をしております。

次に、避難所として、県立高等学校や特別養護老人ホームなどの施設を利用することに関し、22団体や施設と協定や覚書を締結しております。

他市町村との間では、災害時の相互応援や林野火災に係る消防相互応援に関し、阪和林野火災相互応援協定など2件の締結をしております。

また、国交省近畿地方整備局との間で、災害時の応援に関し申し合わせを締結しております。

水道部関連の災害協定としましては、水道施設の応急復旧に関し、事業者組合との協定のほか、日本水道協会和歌山県支部、和歌山県水道協会に所属する自治体での相互応援協定を締結しております。

その他、災害時の輸送や協働事業、一般廃棄物の収集運搬に関し、現在トラック協会、清掃連合会等関係団体と締結に向け準備を進めているところであります。

応急復旧活動については、紀の川市建設業協会及び社団法人和歌山県自動車整備振興会那賀支部、水道施設の応急復旧の応援に関し、紀の川市管工事業協同組合、それから石油類燃料の供給に関しては、和歌山県石油商業組合那賀支部、LPGガス等の供給に関しては、和歌山県LPGガス協会那賀支部と協定を締結しております。

また、和歌山県では、障害物除去、公共施設応急復旧に関し、県建設業協会など関係7団体と応急仮設住宅建設に関し、プレハブ建築協会、その他輸送や住宅確保に関し、関係団体と協定を締結しております。

続いて、災害用備蓄の現状でございます。

食糧等といたしまして、飲料水500ミリリットルが2万1,200本、アルファ米1万1,300食、パン6,600食、かゆ2,200食を用意しております。

物資等として、毛布5,680枚、土のう袋1万5,200袋、簡易トイレ115個、医療セット20セット、家庭配布用給水袋3,000袋などを備蓄しております。

道具類としては、少し細かくなりますが、組み立てトイレ、移動かまど、衛星携帯電話、簡易無線、救助工具セット、チェーンソー、投光器、バケツ、発電機、ヘッドライト、ヘルメット、油圧ジャッキ等々多岐にわたり本庁舎や各支所、各地区の防災倉庫等に備蓄をしております。

次に、民間事業者との物資提供の現状でございますが、「災害救助物資の調達に関する協定」を紀ノ川農業協同組合、株式会社サンキョー、有限会社スーパーネゴロ、NPO法人コメリ災害対策センター、レンゴー株式会社及びココカラファインヘルスケアと締結しております。

また、和歌山では、コンビニエンスストアやスーパー関係など、物資調達などについて協定を締結しております。災害発生時、和歌山県への要請で物資の調達が可能であります。

和歌山県では、ほかには帰宅困難者支援、駐車場・施設等のスペース利用、救援物資の輸送・保管、応援仮設住宅の建設、災害時の放送・捜索・医療救護など、関係団体と協定を締結してございます。

それから、議員から御提案ありました量、ヤフー、それから米等につきましては、現在のところ協定はできておりませんが、市単独では多岐の分野にわたり膨大な量の応急復旧活動を満足に遂行できないという事態が生じますので、議員御提案の内容を参考にさせていただき、各市町の県の状況を見ながら今後の進めを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

坂本康隆君。

○10番（坂本康隆君）（質問席） 今、いろいろと協定の取り組みを細かく資料を教えてくださいました。これは、十分いろいろこの紀の川市の取り組みでございしますが、参考にさせていただけたらいいかなと思います。その中で、質問やら提案も含めて、質問をさせていただきます。

先ほどから民間との、業者との災害協定、事例を少し申しますと、茨城県の高萩市では、高圧ガス保安協会のコンロとかLPガス、これも紀の川市は既に保安協会へやっていたいております。高知県の津野市では、ガソリンスタンドの軽油、これもJAとやっていたっております。中部整備局では、日本建設機械レンタル協会と大きなパワーショベルなど建設機械との協定、また山梨県では、県内6市町村が全日本冠婚葬祭互助協会、そういう遺体とか、もしそんな事故が起こったときに、こんなことになっては悲しいんですけども、遺体とか遺体の収容とか、そういう協力をしていただける、そういう協会と提携をしたり、また銀行と電気自動車やら緊急車両の帰宅困難者の受け入れ等、あるいは遊戯協同組合、パチンコ屋さんですね、パチンコ屋さんの駐車場にヘリコプターで降りられるような、ヘリポートというようなそういうパチンコ屋さんの業界とでも協力をいただいたり、また賃貸、万が一災害に遭われて住む家がなくなったというときは、急遽に賃貸住宅協会とそういう協会との連携もしているように聞いております。そんなことを参考にさせていただいたら、まだまだ広く協定が結ばれていくんじゃないかなと思います。

そして、備蓄に関することなんですけども、備蓄には数量の不足がないか、隔たりはないか、どこの場所にきちっと置かれているのか、賞味期限には問題はないのか。備蓄場所として、災害時の避難場所となる可能性が高い学校施設を検討してはどうか。あるいは、その場合、賞味期限切れが近い備蓄品を学校の給食などで活用すれば、子どもの防災教育にも効果があるのではないかと。また、セーフティーネットを張る上でも、自治体との災害応援協定、これも必要ではないかと。

先ほどから縁を結んだ各自治体とのということでございますが、千葉県館山市では、デカンショ節、民謡を通じた交流で兵庫県の篠山市と交流をしたり、また愛知県の瀬

戸市、これは瀬戸物のかまの御縁で、篠山市と協定をしております。また、三重県の鳥羽市では、大名が鳥羽から三田へ国がえをした、そういう御縁で自治体協定をされております。本市では、ホテルサミットの蛍でいつもサミットされるああいう市との協定や、また華岡青州の門下生が全国に散らばっている、そういうゆかりのある府県でも縁があるのではないかと、そんなに思います。

それから、協定の実効性をしっかりと確保していく上でも、協定内容を公表したり、公平性や実効性を担保することができるのではないかと。今後、災害訓練を行う際に、協定した内容を一つでも取り入れて、実効性を検証しては、年に一回市の災害訓練のときに、その協定した幾つかを中に取り入れて検証していくことも重要ではないかなと思います。

こういった災害協定は、ただ結んでおくだけでは意味がありません。災害発生時に、迅速かつ効果的に締結内容が実行されたり機能することが何より大事なことであります。そういった面から、まずは協定の項目や支援等の内容の詳細、市の所管課、相手方の連絡先、連絡方法などをデータベース化して適正に管理しておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、それを庁内で共有すること、定期的に相手方と内容確認すること。そして、場合によっては、内容や協定自体を見直していくことも必要ではないでしょうか。あわせて、御所見をお伺いいたします。

以上。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 坂本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

議員御提案のさまざまな内容については、御提案ありがとうございます。逐一お答えできませんけれども、議員御提案内容参考にいただきまして、今後の進めを検討していきたいと、このように考えております。

それから、備品・物資につきましては、合併後、国の交付金事業、それから100%のコミュニティ助成事業など活用して整備を進めております。まだまだ十分ではありませんけれども、財源確保に知恵を絞って整備を進めていくとともに、必要物資の供給用資機材の確保のために、民間との協定も進めていきたいと、このように考えております。

それから、協定内容の見直しについてでございますが、いま一度協定内容の再確認、可能なものは毎年実施しております紀の川市防災総合訓練を通して実証することも大変大切だと思っております。これらの協定がさらに有効に機能するように、災害発生時に速やかに実行できるような具体的な記述がされているか等々、関係部局と調整をしまして随時見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔坂本議員「なし」という〕

○議長(高田英亮君) 以上で、坂本康隆君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会し、あす11日、午前9時30分から再開したいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長(高田英亮君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

御苦労さまでした。

(延会 午後 2時08分)